

議案第 9 7 号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を
改正する等の条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正
する等の条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を
改正する等の条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正
)

第 1 条　さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成
1 3 年さいたま市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ 条例	さいたま市 <u>介護老人保健施設・老人福祉施設</u> グリーンヒルうらわ条例 目次 第 1 章　総則（第 1 条―第 5 条） 第 2 章　介護老人保健施設（第 6 条―第 9 条） 第 3 章　ケアハウス（第 1 0 条―第 1 3 条） 第 4 章　老人デイサービスセンター（第 1 4 条― 第 1 7 条） 第 5 章　在宅介護支援センター（第 1 8 条・第 1 9 条） 第 6 章　補則（第 2 0 条―第 2 5 条） 附則 第 1 章　総則

(設置)

第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の福祉の向上増進を図るため、グリーンヒルうらわをさいたま市緑区馬場1丁目7番地1に設置する。

(構成施設)

第2条 グリーンヒルうらわは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）をもって構成する。

(業務)

第3条 ケアハウスは、老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務を行う。

(設置)

第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の保健福祉の向上増進を図るための複合施設として、グリーンヒルうらわをさいたま市緑区馬場1丁目7番地1に設置する。

(構成施設)

第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）
- (3) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）
- (4) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する施設である在宅介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）

(業務)

第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

- (1) 介護老人保健施設 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務
- (2) ケアハウス 老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務

(3) 老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に関する業務

(4) 在宅介護支援センター 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する相談、助言、連絡調整その他の援助に関する業務

2 介護老人保健施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室がある場合にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第8項に規定する短期入所に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）を行うことができる。

3 老人デイサービスセンターは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。

第4条 削除

第5条 削除

第2章 介護老人保健施設

（名称）

第6条 介護老人保健施設の名称は、きんもくせいとする。

（入所定員等）

第7条 介護老人保健施設の入所定員は、100人とし、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所を利用する者を含むものとする。

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、20人とする。

（入所対象者等）

第8条 介護保健施設サービスに係る入所対象者は、法の規定による施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の支給を受ける者とする。

2 短期入所療養介護及び通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による居宅介護サ

	<u>ービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者とする。</u> 3 <u>介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者とする。</u> 4 <u>指定短期入所に係る利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるものとする。</u> (1) <u>障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者</u> (2) <u>障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u> (3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者</u> (4) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者</u> (5) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置に係る児童</u> <u>（利用料金）</u> 第9条 <u>介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。</u> 2 <u>指定短期入所の利用者（前条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。</u> (1) <u>前条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額</u> (2) <u>前条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額</u> <u>第3章 ケアハウス</u>
第4条	[略]
第5条	[略]
	第10条 [略] 第11条 [略]

第6条 [略]

(利用料金)

第7条 ケアハウスの入所者は、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条 [略]

(利用料金)

第13条 ケアハウスの入所者は、市長の承認を得て、指定管理者が定める額を納付しなければならない。

第4章 老人デイサービスセンター

(名称)

第14条 老人デイサービスセンターの名称は、グリーンヒルうらわ・デイサービスセンターとする。

(利用定員)

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とし、指定生活介護を利用する者を含むものとする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

(利用対象者)

第16条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定によ

る介護給付費の支給決定を受けた者

- (2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

(利用料金)

第17条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

- (1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額
- (2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び特定費用を納付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

第5章 在宅介護支援センター

(名称)

第18条 在宅介護支援センターの名称は、グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センターとする。

(利用対象者)

第19条 在宅介護支援センターの利用対象者は、老人福祉法第5条の4第1項の規定による措置に係る者とする。

第6章 補則

(利用料金収入の帰属)

第20条 第9条、第13条及び第17条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付)

第21条 第9条、第13条及び第17条に規定する者は、第9条、第13条及び第17条の規定により利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

第8条 [略]

第9条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、市長が定める額を使用料として徴収する。

第22条 [略]

第23条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

(2) ケアハウスの入所者は、市長が定める額

(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(4) 指定短期入所の利用者（第8条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。）は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第8条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第8条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

(5) 指定生活介護の利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第16条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第16条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

2 前項の場合にあつては、<u>第7条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に利用料金」とあるのは、「市長に使用料」と読み替えるものとする。</u> <u>第11条</u> [略]	<u>額</u> 2 前項の場合にあつては、<u>第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第17条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。</u> <u>第25条</u> [略]
--	--

（さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の廃止）

第2条 さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例は、廃止する。

附 則

この条例中、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和12年4月1日から施行する。